

令和5年度 特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施計画

1. 基本方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に対して、運営基準の周知徹底及び施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るための指導等を行うことにより、特定子ども・子育て支援施設等の適切な事業の運営の確保及び施設等利用費の支給事務の適正化を図ることを目的とする。

2. 実施方法等

実施方法		対象等	根拠（子ども・子育て支援法）
指導	集団指導	・確認の公示後、概ね1年以内に実施 ・制度改正や過去の指導事例等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施	第30条の3 (第14条準用)
	実地指導	・全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的計画的に実施	
監査		下記に該当する情報があり、特に必要と認める場合 ①著しい運営基準違反が確認された場合 ②施設等利用費の請求に著しい不正が疑われる場合 ③意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④勧告、確認の取り消し等に該当することが疑われる場合 ※指導から監査に移行した場合も含む	第58条の8

現地指導は、県及び市が実施する他の指導監査等と同時に年1回以上行う。
なお、病児保育事業については、2年に1回実施する。

3. 対象施設及び令和5年度指導実施数（予定） ※令和5年4月1日現在

対象施設・事業			令和5年度		令和4年度		
			施設・事業数	計画	施設・事業数	実績	
施設	①	認可外保育施設 (企業主導型を除く)	2	2	2	2	
		事業	②	預かり保育事業(幼稚園型)	2	2	2
		③	一時預かり事業(一般型)	2	2	2	2
		④	病児保育事業	1	1	1	1
合計			7	7	7	7	

4. 集団指導の実施

令和5年度は実施予定なし。集団指導が必要な事柄が発生した場合は、別途決裁後に、概ね1カ月前を目安に対象となる施設宛に通知し実施する。

5. 実地指導の確認項目

子ども子育て支援法及び国の通知等を踏まえ、下記項目について確認を行う。
重点確認項目は、下記の基準の①、③、⑥とする。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準】

項目	基準	着眼点
①教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	第54条	特定子ども・子育て支援の提供の記録（提供日、時間帯、具体的な内容その他）
②利用料及び特定費用の額の受領	第55条	締結した契約により定められた利用料を受け取っているか、特定費用を受け取る場合の書面への明示、説明、同意を得ているか
③領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	第56条	支払いを受けた場合の領収証を交付しているか、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか
④施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	第58条	保護者が不正行為等で施設等利用費の支給を受けたとき等、市町村に通知しているか
⑤施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第59条	子どもの国籍等により差別的扱いをしていないか
⑥秘密保持等	第60条	職員（退職した職員含む）が秘密を漏らさないための措置、子どもに関する個人情報の提供に係る同意
⑦記録の整備	第61条	必要な記録が整備、保管されているか